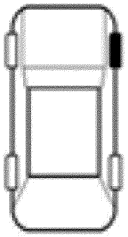
走行距離インジケータ	キロメートル表示の場合にあってはkm、マイル表示の場合にあってはmiles（注12）	要	
タイヤ（異常）のテルテール	 （注13）	―	黄
タイヤ（異常位置）のテルテール	 （注13及び注14）	―	黄
横滑り防止装置のテルテール	 又はESC （注14）	―	黄

注１　２つの矢印で１つの識別表示を構成することとする。ただし、左折と右折の方向指示器の操作装置又はテルテールが独立している場合にあっては、それぞれの矢印を１つの識別表示として、離して配置してよい。

注２　方向指示器のテルテールの識別表示の２つの矢印が、同時に点滅することができる場合にあっては、当該テルテールの識別表示を非常点滅表示灯のテルテールの識別表示とすることができる。

注３　エンジンオイルのテルテールの識別表示及び冷却水のテルテールの識別表示は、同じ位置に配置することができる。

注４　同一の操作装置により複数の灯火装置を操作することができる場合にあっては、個別の識別表示を要しない。

注５　側方のエアバッグ（異常）のテルテールの識別表示は、前方のエアバッグ(異常)のテルテールの識別表示に代えることができる。

注６　制動装置（異常）のテルテールの識別表示に代えることができる。

注７　文字「D」の代わりに他の英数字や記号を使用することができる。また、文字「D」に補足してもよい。

注８　始動装置又は停止装置の操作装置と原動機の施錠装置とが独立している場合に表示するものとする。

注９　複数の灯火の操作装置を操作した時に、速度計、走行距離計その他の計器の照明が自動的に作動する場合にあっては、表示しなくてよい。

注10　５本の線は、４本に代えることができる。

注11　識別表示は、大文字又は小文字で表示することができる。

注12　識別表示は、小文字で表示しなければならない。ただし、マイル表示の場合にあっては、略語を使用することができる。

注13　タイヤ空気圧監視システム（ＴＰＭＳ）の異常を示すために使用してもよい。

注14　表示する車両の形状は、変えることができる。

注15　表中色欄に掲げる色以外の色で表示してもよい。

注16　始動装置の操作装置及び停止装置の操作装置は、同一のものとすることができる。また、始動装置の操作装置の識別表示にあっては「ＳＴＡＲＴ」と、停止装置の操作装置の識別表示にあっては「ＳＴＯＰ」と、それぞれ補足してよいこととするとともに、始動装置の操作装置の識別表示にあっては「ＳＴＡＲＴ」に、停止装置の操作装置の識別表示にあっては「ＳＴＯＰ」にそれぞれ代えることができる。なお、当該識別表示は大文字又は小文字で表示することができる。

注17　文字「A」又は「AUTO」は、記号の内側又は外側の付近に配置することができる。

３　次に掲げる操作装置であって、その機能を損なう損傷等のないものは、前項の基準に適合するものとする。

一　指定自動車等に備えられている操作装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた操作装置

二　法第75条の２第１項の規定に基づく装置の指定を受けた操作装置又はこれに準ずる性能を有する操作装置

第百七十一条第一項中「第９項」を「第８項」に、同条第二項中「適合する制動装置」を「適合する独立に作用する２系統以上の制動装置」に改め、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同項第四号中「(走行中の自動車の制動に常用する制動装置をいう。以下同じ。)」を削り、同号を同項第三号とし、同項中第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同項第七号中「しゆう動」を「しゅう動」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、第十一号を削り、同項第十二号中「電源投入時に警告を発し、かつ、その装置」を「当該装置」に「容易に判断できる警報を発する装置」を「警報する黄色警報装置」に改め、同号を同項第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一　走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り又は転覆を有効に防止することができる装置を備えた自動車にあっては、当該装置が正常に作動しないおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する黄色警報装置を備えたものであること。

第百七十一条第二項第十三号を同項第十二号とし、同条第三項中「適合する制動装置」を「適合する独立に作用する２系統以上の制動装置」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「前項第２号から第６号及び第８号から第10号」を「前項第１号から第５号及び第７号から第９号」に改め、同号を同項第一号とし、同項中同項第三号中「しゆう動」を「しゅう動」に改め、同号を同項第二号とし、同項中第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同項第六号中「第８項」を「第７項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号を同項第六号とし、同条第四項中「適合する制動装置」を「適合する独立に作用する２系統以上の制動装置」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「第２項第２号、第３号、第５号、第８号及び第12号」を「第２項第１号、第２号、第４号、第７号及び第10号」に改め、同号を同項第一号とし、同項中第二号を第一号とし、第四号から第六号までを第二号から第五号までとし、同項第七号を削り、同条第五項中「制動装置を備えなければならない。ただし、第１号、第３号、第５号、第８号及び第10号の規定は、最高速度35㎞／ｈ未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度25㎞／ｈ以下の自動車については適用しない。」を「独立に作用する２系